



国民年金

20歳になつたら国民年金

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります。20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から「国民年金に加入したことのお知らせ」「国民年金保険料納付書」「基礎年金番号通知書」が届きます。基礎年金番号通知書は、将来年金を受け取る際に必要となりますので大切に保管してください。

年金は老後のためだけでなく、病気やケガなどで障がいが残ったときに障害年金が支給されるなど、現役世代の保証もされますので、忘れずに納付しましょう。

令和5年度の国民年金保険料 月額16,520円

- ・納付書での納付のほか、口座振替などさまざまな納付方法が利用できます。
- ・「ねんきんネット」を利用して保険料の納付の確認や、将来受け取る年金額の試算などもできます。

経済的な理由などで納付が困難な方のための制度

●学生納付特例制度

前年の所得が一定額以下の学生の方の納付が猶予されます。

●免除・納付猶予制度(学生ではない方)

本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合などに、保険料が全額、または一部免除、納付が猶予されます。一部免除の方は減額された保険料の納付が必要です。

※学生特例、納付猶予が承認された期間は年金額には反映されません。保険料を後から納める(追納する)と年金額に反映されます。

●各種免除制度の申請に必要なもの

- ・基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)・学生証(学生の場合)・離職票(離職した方)

相談問岐阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115



消防署 文化財防火デー

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

昭和24年1月26日、奈良県の法隆寺金堂から出火し、国宝の壁画の大半が焼損しました。これを契機として昭和30年に「文化財防火デー」が制定され、以降毎年1月26日を中心に、全国各地で文化財防火運動が展開されています。しかし、近年でも火災による文化財被害は発生しています。令和元年には世界遺産にも指定されている首里城(沖縄県)で火災が発生し、建物だけでなく内部で保管していた多くの文化財が焼失してしまいました。

日本の文化財は木や紙などで造られている物が多いことから、燃えやすく、延焼が早くになります。出火原因は放火や火の不始末によるものが多く、一度失われてしまうと再び元の状態に戻すことは非常に困難です。火災を未然に防ぐために、私たちにできることとして、次の防火対策を心掛けましょう。

～文化財の防火ポイント～

①放火防止対策

地域全体で巡回や監視体制を強化し、火災を発生させない環境を作りましょう。建物の周囲には燃えやすいものを置かないようにしましょう。

②火気の管理

風の強い日などは、近隣での火気の使用には十分気を付けましょう。また、万一の火災に備えて各町内会で消火器の使用方法や取り扱いの訓練を行いましょう。

地域の歴史と貴重な文化財を火災から守るために、地域全体で力を合わせ、防火対策を行うことが重要です。

